

第二十六号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区立北小岩四丁目第二児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）により設置
する公園に変更するため、江戸川区立北小岩四丁目第二児童遊園を廃止する必要
があるので、本案を提出いたします。